

平成28年10月31日

公益社団法人 神奈川労務安全衛生協会 会長 殿

## 長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」 に向けた取組に関する要請書

デフレから完全に脱却し、経済の好循環を回し続けるためにも、長時間労働を是正し、労働の質を高め、生産性を向上させることが非常に重要です。また、少子高齢化で労働力人口の減少が懸念される中で、女性をはじめとするすべての人々が社会で活躍できるよう、安心して働くことができる環境を整備することも重要です。

しかしながら、神奈川県においては、週60時間以上の雇用者の割合は10.3%（平成24年）と全国で4番目に多い状況にあり、また、年次有給休暇の取得率は54.2%（平成25年）と低い水準にとどまっており、長時間労働の削減を中心とした働き方の見直しが求められています。

こうした中、平成28年6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」や「日本再興戦略2016－第4次産業革命に向けて－」において、働き方改革の実行・実現のため長時間労働の是正に向けた取組を強化する旨が盛り込まれました。また、政府全体としても、去る9月2日に「働き方改革実現推進室」を設置するなど、長時間労働の是正を含めた働き方改革実現に向けた取組を開始しています。

この長時間労働問題については、厚生労働省において、厚生労働大臣を本部長とする「長時間労働削減推進本部」を設置し、

- ① 著しい過重労働や賃金不払残業などを行う企業の撲滅に向けた監督指導の強化
  - ② 休暇の取得促進をはじめとした「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけの強化
- を2つの柱として、省を挙げて取り組んでまいりました。

当局においても、本年4月に「過重労働特別監督監理官」を配置し、特に監督指導については、月残業100時間超から80時間超のすべての事業場へ監督対象を拡大するなど、その取組を強化しているところです。

また、平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法(平成26年法律第100号)」において、11月は過労死等防止啓発月間とされております。そのため、本年も、昨年に引き続き10月を「年次有給休暇取得促進期間」、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、長時間労働削減の取組を推進しています。

長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進のためには、これまでの働き方を見直し、効率的な働き方を進めていくことが必要です。このため、長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行から、早く帰る労働慣行への転換を図るための施策や年次有給休暇を取得しやすい雰囲気を醸成するための施策等、各企業の実情に応じた取組を行うことが望まれます。具体的には、経営トップによるメッセージの発信、朝型勤務やフレックスタイム制、年次有給休暇の計画的付与制度などの導入、ノー残業デーや年次有給休暇取得奨励日の設定、年次有給休暇取得計画の策定、年次有給休暇取得による連休の実現（「プラスワン休暇」）のほか、ボランティア休暇をはじめとする、働く方々の実情に応じた特別な休暇制度の導入等が挙げられます。

これまでも貴団体からは、傘下団体・企業等への働き方改革や夏の生活スタイル変革に関する周知啓発に関し格別の御協力を賜ってきたところであります  
が、改めてこの取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等に対する周知啓発等の取組をいただきたく、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

神奈川労働局長

# 毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。



過労死等防止対策推進法では、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。

国民一人ひとりが自身にも関わることとして過労死とその防止に対する理解を深めて「過労死ゼロ」の社会を実現しましょう。

※「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳・心臓疾患や業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする死亡やこれらの疾患のことです。

過重労働解消キャンペーンのほか、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します。

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死とその防止について考えるシンポジウムを、過労死等防止啓発月間を中心とした期間に開催します。

また、過労死等防止啓発のためのパンフレットの配布や新聞、インターネットなど各種媒体を活用した周知・啓発を行います。

## ■過労死等防止対策推進シンポジウム

全国42都道府県において計43回開催します。開催会場によって開催日時やプログラムは異なりますので、詳細は専用ホームページで御確認ください。

## [開催地]

北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	茨城県	栃木県	群馬県
埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県
長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県
奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	愛媛県
福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県			

【専用フリーダイヤル】0120-976-344

【専用ホームページ】<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>



~トップが決意を持って、長時間労働の削減に向けた取組を推進しましょう。~

# 11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です。

## 働き過ぎではありませんか？



過重労働

あなたは一日の中でどのくらい仕事をしていますか?  
効率の良い仕事をする環境がありますか?  
健康ながらだ、適切な労働時間、健全な労働環境。  
この機会に一度、見直してみませんか?

無料

過重労働等に関する相談はこれら  
「過重労働解消相談ダイヤル」

▶ 0120-794-713  
11月6日(日) 9:00 ~ 17:00



専用WEBサイト

過重労働解消キャンペーン



検索



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



# 11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です。

平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。このため、厚生労働省では、同月において、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

知っていますか?



## 労働時間等の現状

労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患等に係る労災支給決定件数についても依然として高い水準で推移するなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

## 過重労働と健康障害の関連性

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

## 時間外・休日労働時間

月100時間超または  
2~6か月平均で月80時間を超えると

長くなるほど

月45時間以内

## 健康障害のリスク

高

徐々に高まる

低

(上の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。)

## 厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中に、次の取組を行います。

### 1 労使の主体的な取組を促します。

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施についての協力要請を行います。

### 2 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します。

都道府県労働局長が管内の主要な企業の本社等を訪問し、当該企業の長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集・紹介します。

### 3 重点監督を実施します。

- ①長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等、
- ②離職率が極端に高い等、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への監督指導を行います。

### 4 電話相談を実施します。

「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に対応します。

実施日時：平成28年11月6日(日) 9:00～17:00 フリーダイヤル なくしましょう 長い残業 0120-794-713

過重労働による健康障害等を防止するために、労働時間を適正に把握<sup>\*1</sup>し、次の措置を講じましょう。

### 過重労働による健康障害を防止するために<sup>\*2</sup>

#### ①時間外・休日労働時間を削減しましょう。

- 36協定（時間外労働・休日労働に関する協定）で定める延長時間は、限度基準<sup>\*3</sup>に適合したものとする必要があります。
- 特別条項付き協定<sup>\*4</sup>により月45時間を超える時間外労働が可能な場合にも、実際の時間外労働は月45時間以下とするよう努めましょう。
- 休日労働についても削減に努めましょう。

#### ②年次有給休暇の取得を促進しましょう。

- 年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくり、計画的付与制度の活用などにより、年次有給休暇の取得促進を図りましょう。

#### ③労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

- 健康管理体制を整備するとともに、健康診断を実施しましょう。

二長時間労働・休日労働による労働者健康改善策を実施しましょう。

### 賃金不払残業を解消するために<sup>\*5</sup>

#### ①職場風土を改革しましょう。

#### ②適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。

#### ③労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化しチェック体制を整備しましょう。

\*1 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」(平成13年4月、厚生労働省)

\*2 「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」(平成18年3月、厚生労働省)

\*3 「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」(平成10年労働省告示第154号)

\*4 臨時に限度時間を超えて時間外労働を行わなければならない特別の事情が予想される場合に、特別条項付き協定を結べば、1年の半分を超えない範囲で、限度時間を超える時間を延長時間とすることができます。

\*5 「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」(平成15年5月、厚生労働省)

### これらについて、あなたの職場で守られているか疑問のある方は

平成28年11月6日(日) 休日電話相談▶ 0120-794-713 にご相談ください。

### 以下の窓口でも労働相談や情報提供を受け付けています。

都道府県労働局または労働基準監督署(開庁時間 平日8:30～17:15)

労働条件相談ホットライン 0120-811-610 (月・火・木・金 17:00～22:00、土・日 10:00～17:00)

労働基準関係情報メール窓口(情報提供)

労働基準 メール窓口

検索

### 5 企業における自主的な過重労働防止対策を推進します。

企業の労務担当責任者などを対象に、9月から11月にかけて、全都道府県で計60回、「過重労働解消のためのセミナー」(委託事業)を実施します。

【専用ホームページ】 <http://partner.lec-jp.com/ti/overwork/>

